

### 第3回災害公営住宅部会 (7月29日)

今回の部会から新しく加わった5名の部会員(津田とも子さん、青山かつ子さん、青山照子さん、狩野菊枝さん、津田くに子さん)の紹介の後、市の建設課復興住宅班から、入居希望世帯向け説明会の実施について、UR都市機構からは、住戸タイプ配置図(案)と先行街区の基本設計プランについて報告がありました。

部会員からは、「入居希望者は高齢者が多いので、2階建てではなく、平屋にしてほしい。」という要望がありましたが、UR都市機構からは、「要望は受けているが、先行街区での変更は難しい。」との回答がありました。また、「図面を見ると2階に仏壇があるが、東北の家では考えられない。」という意見も出されました。

部会としては、間取りや入居世帯の決め方について、役員会にも協力をお願いし、引き続き検討していくことを確認して終了しました。

### 第7回街並み検討部会(8月6日)

今回の部会は、「街並みルール」の具体的検討の初回として、「容積率・建ぺい率」、「敷地面積の最低限度」、「建築物等の高さの最高限度」、「壁面位置の制限」、「セミパブリックゾーン設定」の5項目について5区画をピックアップして設計図・模型などを用いて検討しました。

今回は、今回の続きとともに、「建物の形態や色彩」、「垣または柵の構造の制限」などを検討します。



街並み検討部会の様子

### 新しいまちの名称募集

前号から予告をしていました「新しいまちの名称募集」がいよいよ始まります。

会員の皆さんには、募集要項をお送りしますが、応募資格は、東松島市の復興を応援する方であればどなたでも結構です。

応募用紙・応募箱は市内14箇所(予定)に設置しますので、どしどしご応募ください。

なお、応募締め切りは平成25年10月31日(木)とさせていただきます。

#### 【応募用紙・応募箱設置箇所(予定)】

- ・市役所矢本庁舎・鳴瀬庁舎
- ・市コミュニティセンター
- ・市図書館
- ・市民センター(矢本東・矢本西・大曲・赤井・大塩・小野・野蒜・宮戸)
- ・仮設住宅集会所(矢本運動公園・グリーンタウンやもと)

#### 【応募用紙・応募箱設置期間(予定)】

平成25年9月2日(月)～10月31日(木)まで

※前号に掲載したインタビューの中での質問に対する回答は、紙面の都合上、次号に掲載します。もしばらくお待ちください。

#### 編集後記

集団移転を希望する会員を対象とした説明会が開催され、「どの区画(宅地)にどの世帯が入るか」を決める具体的な手続きが始まりました。一方、災害公営住宅に関する取り組みも、部会を中心に動き始めましたが、どちらも本格的にはこれからですので、今後も本部会ではこれらを中心に協議会のいろいろな動きをお伝えしていきます。

(広報部会長 土門一枝)

皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。(【集団移転に関する何でも相談窓口】開設中)  
東矢本駅北地区まちづくり整備協議会  
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦84番地 としまち研東松島事務所内(事務局:阿部久美子、青山秀明)  
Tel: 0225-98-5291/ fax: 0225-98-5293/ E-mail: higashimatsushima@tnk-web.com

## 第9号 平成25年8月15日 東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

#### 目次

区画決定手順説明会	1~3面
第3回災害公営住宅部会	4面
第7回街並み検討部会	4面
新しいまちの名称募集	4面

### 区画決定手順説明会開催

集団移転を希望する会員を対象に区画決定手順説明会が、8月3日(土)～5日(月)の3日間と欠席者のための追加日程である10日(土)に時間や場所を変更して、合計7回行われました。

この説明会は、平成25年7月31日現在、移転を希望している256世帯を対象に行われ、全7回で239世帯が参加しました。

説明会の冒頭には、役員会を代表し、第1回目は菅原副会長、第2回目～7回目は小野会長から挨拶がありました。



あいさつをする菅原副会長

#### あいさつ要旨

「どの区画(宅地)にどの世帯が入るか」という区画決定の進め方の前提として、

- ・移転する世帯の意向を可能な限り尊重すること
- ・人とのつながり・コミュニティを大事にした進め方とすること
- ・そのためにも最初から抽選ではなく、話し合いを前提として進めること

の3つを重要視して検討してきました。まずは、どの小学校区に移転したいか、皆さんの希望する

ブロックを決めてもらいます。会員の皆さんの希望に沿う決定ができることを目指していますが、特定の場所に希望が集中することもあります。その場合は話し合い、あるいは抽選という方法で決めざるを得ません。いずれにしても、

あいさつをする小野会長

移転後、私たちはこれまでお付き合いのなかった世帯を含めて、新しいご近所となりますので、『新しいまちで、新しいコミュニティをつくる』ということの基本にすることが大切です。

次に、事務局から「区画決定の進め方」について、配布した資料1～7、参考資料1～3に基づいて説明がありました。

#### 説明要点

##### 【全体の流れ(資料1)】

今回の区画決定手順としては、初めにブロック(20区画前後の区画のかたまり)を決めてから各区画を決定します。

##### ①第1回希望登録

希望登録用紙提出期限: 8月22日(木)

各世帯に発送される希望登録用紙(8月6日発送)に、移転したいブロックを記入します。また、友人・知人等と近くに住みたい場合も、希望登録用紙で意思表示をします。

希望登録の結果は、8月28日(水)に公表し、ブロックの区画数に対して希望世帯数が下回る場合は、そのブロックに決定となります。

##### ②変更・追加登録 8月28日(水)～9月9日(月)

区画数に対して希望世帯数が超過したブロックについては、変更・追加登録の有無をお聞きします。



市コミュニティセンターホールでの説明会

ブロックの区画数に対して希望が超過している世帯が、空き区画のあるブロックに希望を変更することができます。また、第1回希望登録でブロック希望を出していなかった世帯は、新たに希望登録をすることができます。

結果は、9月18日(水)に公表し、ブロックの空き区画数に対して希望世帯数が下回った場合は、そのブロックに決定になります。

③ブロック調整会 9月28日(土)、29日(日) 変更・追加登録をしても希望が超過しているブロックは、希望世帯が集まって、まずは話し合い、それでも決まらない場合は、抽選棒による抽選を行います。

④第2回希望登録 ①～③までのステップでブロックが決まらない世帯には、第2回希望登録で空きのあるブロックのみを希望可能として希望登録を行います。結果公表以降の流れは、第1回希望登録と同じです。ブロック決定は、希望を提出している全世帯が決まるまで同じ手順を繰り返します。

ブロック希望の提出がない世帯については、役員会がブロックを指定します。これで全世帯がいずれかのブロックに所属することになります。

⑤区画調整会 ブロックごとに全世帯が集まり、区画の希望を出し合います。重ならなければ決定、重なった場合は、空き区画への変更を聞き、話し合い、または抽選という方法で区画を決定します。

⑥最終調整 区画調整会に欠席した世帯を対象に、空いている区画を提示し、選んでいただきます。なお、この段階でも連絡が取れない世帯がある場合には、役員会で区画を指定します。

これで全世帯の区画が決定となりますが、決定した区画に不満があっても他の空き区画への変更は認められません。

【住宅団地の概要】

土地利用計画図(資料3)

上河戸下浦線(都市計画道路)の南側一列の宅地は、南側の幅6m道路から車の出入りをする事となります。

ブロック割り図(資料4)

青い点線で区画(宅地)を囲んだ“区画のかたまり”がブロックで、黄色い区画は、連続利用が望ましい区画です。

画地施設イメージ図(資料5)

①歩道設置路線からの自動車乗入イメージ、②ごみ集積所のイメージ、③供給処理(上下水道)引き込みイメージ、④電柱建柱(支線または支柱)のイメージを説明している資料になります。

【第1回希望登録用紙と 変更・追加登録用紙の書き方(資料2)】

第1回希望登録用紙 提出期限:8月22日(木)

質問1:ブロックの希望について

資料4の「ブロック割り図」を参考に、行きたいブロックを記載してください。こだわらない場合は、「どのブロックでもよい」に○をつけ、小学校区の希望について、(大曲・矢本東・こだわらない)のいずれかを選択してください。

質問2:グループの希望について

震災前に近くに住んでいた親しい人、親族など、近くに住みたいという希望がある場合に記載していただきます。グループを作るには、その方々全員が同じブロックを希望していただく必要があります。また、グループを作った場合、グループになった全世帯でのブロック決定となりますので、抽選にはずれた場合はグループで他のブロックに行く、もしくはグループの構成世帯数を変更しなければならない可能性もあります。

質問3:連続利用区画の希望について

連続利用区画は、親族3親等以内(本人から見て曾祖母・祖父母・父母・兄弟姉妹・子・孫・ひ孫・おじさんおばさん・甥姪)ならば申し込みができます。連続利用区画を利用する際の注意点としては、1区画に1住宅を建築することが前提



矢本運動公園東集会所での説明会



グリーントウンやもと2あおぞら集会所での説明会です。詳しくは参考資料2「集団移転地の区画利用の考え方について」を参考にしてください。

なお、希望登録用紙のどの質問を答えればよいかわからない場合は、資料2「東矢本駅北地区 第1回希望登録用紙」右側の記載時参考資料で確認してください。

変更・追加登録用紙 提出期限:9月9日(月)

第1回希望登録の結果、ブロックの区画数に対

※あくまでも記入例であり、実際は、質問1~3全てを記入するケースはありません。

**東矢本駅北地区 第1回希望登録用紙**

▶質問1 ブロックの希望についてお聞きします。  
 移転したいブロックがある方は、ブロック名を1つ記載してください。ブロックにこだわらない方は、「どのブロックでもよい」に○印をつけてください。  
 ※「ブロックとは“区画のかたまり”で、ブロック割り図(資料4)を見て、大曲1~5、矢本東1~9のブロック名をお書きください。」

・移転したいブロック 大曲3 ブロック  
 ・どのブロックでもよい ( )  
 ただし、小学校区については(大曲・矢本東・こだわらない)

▶質問2 近くに住みたい人(親戚、旧行政区、知人・友人等)がいる世帯にお聞きします。  
 近くに住みたい人(親戚、旧行政区、知人・友人等)がいる世帯は、グループを組んで、グループ全世帯主の氏名を記載してください。(2~5世帯程度)

本人	宮城 幸男	未来 明	希望 花子
----	-------	------	-------

※グループでの移転は、全世帯が質問1において同じブロックを希望することが前提となります。

▶質問3 連続利用区画(ブロック割り図の黄色の区画)を希望する世帯にお聞きします。  
 希望の連続利用区画番号を記入してください。(応募対象:親族3親等以内※)  
 ※「親族3親等以内」とは、本人から見て、曾祖父・祖母・父母・兄弟姉妹・子・孫・ひ孫・おじさん・おばさん・甥・姪にあたる、協議会員の人のいる世帯をいいます。

・希望の連続利用区画番号: 24-6 番と 24-7 番  
 ・連続利用の相手方の世帯主: 氏名 東松島 次郎 (続柄 弟)

※希望したブロックもしくは連続利用区画に希望が集中した場合は、話し合いまたは抽選等に参加していただきますが、結果によっては、ご希望に添えない可能性があります。あらかじめご了承ください。

記入日	平成25年 8月 18日	震災前行政区	上浜三
世帯主氏名	東松島 太郎	連絡先電話番号	0225-●●-××××

提出方法:平成25年8月22日(木)までにとしまち研東松島事務所に直接ご持参いただくか同封の返信用封筒をご使用の上、ご提出ください。

※ご質問がある場合は、協議会事務局までご連絡ください。  
 【連絡先】としまち研東松島事務所 Tel. 0225-98-5291

第1回希望登録用紙 記入例

し、希望が超過している世帯に用紙をお送りします。

質問1:ブロックの希望について

①は第1回希望登録で希望したブロックを変更するかどうか、②は、「どのブロックでもよい」と回答した世帯や希望の提出のなかった世帯が新たにブロック希望をするかどうか記載していただきます

質問2:グループ登録について

①は第1回希望登録でグループ登録した世帯、②は、新たにグループ登録を希望する世帯への質問になっています。

質問3:連続利用区画の希望について

第1回希望登録の希望を変更するかどうか、変更する場合は連続利用区画番号を変更する、もしくは連続利用区画の希望を取り下げて新たに希望するブロックやグループを登録できるようになっています。

【そのほかの情報】

宅地完成時期(資料6)、東矢本駅北地区への防災集団移転希望世帯主名簿(資料7)、引渡し可能日以降の区画利用の期限(定期借地契約・建築確認申請・入居時期)(参考資料2)のほか、班分け予定図(参考資料1)は、あくまでも現時点での想定です。

また、「街並みルール」の検討状況について(参考資料3)は、街並み検討部会にて具体的な内容を検討中ですが、次世代にも誇れる街並み、良好な住環境の形成を図ることを前提に、一定のルールを決めて、住宅の建築計画を検討していただくこととなります。



市コミュニティセンター会議室での説明会